

証券コード 1451  
2022年6月1日

株 主 各 位

兵庫県明石市花園町2番地の2  
株 式 会 社 K H C  
代表取締役社長 渡 辺 喜 夫

## 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席はお控えいただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（郵送）又はインターネットにより2022年6月21日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時

2. 場 所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地  
ホテルキャッスルプラザ 3階 寿の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第41期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.khc-ltd.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.khc-ltd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
    - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
    - ③「連結注記表」
    - ④計算書類の「株主資本等変動計算書」
    - ⑤「個別注記表」従いまして、本招集ご通知提供書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月22日(水曜日)  
午前10時



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日(火曜日)  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日(火曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

8000000

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイトを  
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

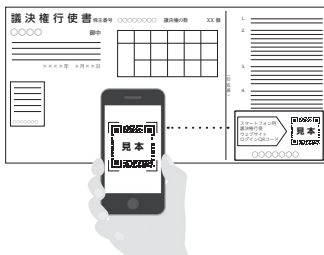
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

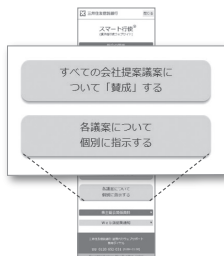
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

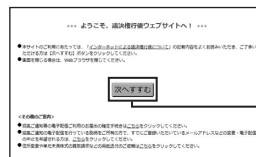
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



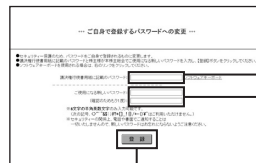
「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、各地で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出され、経済活動の停滞が長期化するなど、総じて厳しい状況で推移いたしました。ワクチン接種の促進等により、経済活動正常化への期待は高まったものの、感染力の強いウイルス変異株による感染再拡大の影響が懸念されるほか、ロシア・ウクライナ情勢による地政学的リスクの増大など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する住宅業界におきましては、政府の各種住宅取得支援策の継続や、テレワークの普及に伴う住環境改善ニーズ等により、新設住宅着工戸数が前年比プラスで推移するなど持ち直しの動きも見られたものの、ウッドショックによる木材の供給不足や価格高騰に加え、東南アジア諸国のロックダウンに伴う部品の供給遅れにより、住宅設備機器の納期遅延が発生するなど、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループは、連結子会社5社がそれぞれの特色を活かした独自のブランドを構築するマルチブランド戦略と、成長戦略としてのエリア拡大及び顧客層の拡大により地域におけるマーケットを確立し、長期的に成長することを経営戦略として事業を展開しております。

当連結会計年度におきましては、前連結会計年度下半期における堅調な新規受注により、豊富に受注残高を積み上げた注文住宅の早期着工と、コロナ禍における新たな需要の発掘による新規受注の増加に注力し、売上高と利益の確保に努めました。また、ウッドショックへの対応といたしまして、国産材利用を含めた資材調達の確保に努めるとともに、プレカット業者との連携強化を図るなど、木材不足の影響を回避するための迅速かつ地道な活動に注力いたしました。

政府の住宅取得支援策として、継続延長されていた住宅ローン減税特例措置の適用対象となる契約期限が到来し、昨年秋口以降、受注環境が悪化に転じたことを背景に、当社グループに

おきまして、第3四半期以降の新規受注が急減するなど厳しい状況となりました。注文住宅におきましては、ウッドショックによる上期の工事着手遅延の影響で、完成引渡棟数は前期を下回る結果となりましたが、前連結会計年度において積み上げた豊富な期首受注残の早期着工に注力したことで、着工済み案件が増加し、これらの工事進捗の改善もあって、当連結会計年度における住宅請負に係る売上高は、前期比微減にとどまっております。また、ウィズコロナを意識した新たな生活様式を求める住み替え需要など、建売住宅に対するニーズが根強いことを背景に、分譲用建物の販売は堅調な推移となり、住み替え需要が一巡した第4四半期において動きが鈍化したことで、大幅な増加であった前期実績を下回ったものの、売上高の底上げに寄与いたしました。さらに、建築条件付の戸建て用分譲土地の販売が好調で、分譲用土地売上が前期比大幅増となったほか、分譲用土地及び分譲用建物における売上総利益の改善が寄与したことにより、当連結会計年度における業績は、売上高、利益ともに前期を上回る実績となっております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は11,888百万円（前期比2.2%増）となり、営業利益は562百万円（同7.9%増）、経常利益は521百万円（同5.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は340百万円（同6.8%増）となりました。

なお、当社グループは住宅事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。売上種類別の概況は、以下のとおりです。

「住宅請負」につきましては、当連結会計年度における完成引渡棟数が250棟（前期は271棟）となり、売上高は6,456百万円（前期比0.4%減）、「分譲用土地」につきましては、当連結会計年度における引渡区画数が268区画（前期は263区画）となり、売上高は4,333百万円（前期比9.6%増）、「分譲用建物」につきましては、当連結会計年度における引渡棟数が51棟（前期は63棟）となり、売上高は960百万円（前期比10.9%減）、「その他」につきましては、仲介手数料の増加により売上高は138百万円（前期比15.8%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として4,550百万円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2019年3月期)	第 39 期 (2020年3月期)	第 40 期 (2021年3月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	13,364,552	11,805,988	11,632,122	11,888,106
経 常 利 益(千円)	737,291	623,840	492,463	521,539
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	484,811	418,195	318,991	340,650
1株当たり当期純利益 (円)	130.53	106.67	81.04	86.12
総 資 産(千円)	13,775,076	14,462,292	14,781,815	14,898,441
純 資 産(千円)	5,310,685	5,508,342	5,705,449	5,920,588
1株当たり純資産額 (円)	1,359.43	1,403.03	1,447.49	1,494.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年12月14日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2019年3月期)	第 39 期 (2020年3月期)	第 40 期 (2021年3月期)	第 41 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	617,130	592,980	592,200	601,320
経 常 利 益(千円)	232,602	229,213	232,082	222,709
当 期 純 利 益(千円)	205,807	204,180	207,899	198,546
1株当たり当期純利益 (円)	55.41	52.08	52.82	50.20
総 資 産(千円)	5,100,888	5,103,489	4,813,850	4,927,299
純 資 産(千円)	3,340,252	3,323,928	3,409,779	3,482,792
1株当たり純資産額 (円)	855.04	846.64	865.07	879.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2018年12月14日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
株 式 会 社 J A G	100,000千円	54.16%	—

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 勝 美 住 宅	15,000	100.00	住宅事業
住宅の横綱大和建設株式会社	15,000	100.00	住宅事業
株 式 会 社 明 石 住 建	15,000	100.00	住宅事業
パ ル 建 設 株 式 会 社	15,000	100.00	住宅事業
株 式 会 社 L a b o	20,000	100.00	住宅事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社勝美住宅
特定完全子会社の住所	兵庫県明石市花園町2番地の2
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,252,069千円
当社の総資産額	4,927,299千円



#### (4) 対処すべき課題

##### ① 安全管理の強化

当社グループは、住宅請負をメインとした事業を行っており、現場の安全管理が重要であると認識しております。現場の安全管理を徹底するために、引き続き、安全担当者による現場の安全パトロールを実施し、安全に対する注意喚起を行っていくとともに、外注先に対しても月次で安全衛生協議会を開催し、現場の安全に万全を期してまいります。

##### ② 品質管理の強化

当社グループは、「住生活産業として生み出した新たな価値により、地域や顧客に喜びや豊かさを供給する」という経営理念のもと、顧客に対し家づくり及び住宅取得のサポートを行っており、顧客の満足を第一と考えております。安心・安全な家づくりにより快適な住空間を提供することは、顧客満足度の向上に繋がることから、品質管理の強化・徹底は、当社グループの経営理念を実現するうえで、重要であると認識しております。引き続き、品質管理の強化を図るため、標準施工マニュアルの充実、専任スタッフによる検図及び第三者による検査を実施し一貫した品質管理に努めてまいります。

##### ③ 営業エリアの拡大

当社グループは、兵庫県播磨地域周辺を中心とするエリアにおいて事業を展開しており、新たなエリアへの展開が今後の課題であると考えております。兵庫県播磨地域のブランドによる既存店舗周辺におけるサテライト型店舗の出店と「住空間設計 L a b o」ブランドによる新たな拠点開設により、営業エリアの拡大を図ってまいります。

さらに、M&Aやアライアンス等も視野に入れ、検討することにより、既存エリアの深耕やエリア拡大を図ってまいります。

##### ④ 顧客層の拡大

当社グループは、住宅請負において一次取得者層を顧客ターゲットとしておりますが、新設住宅着工戸数は緩やかに減少していくことが予測されていることから、今後は、顧客層に合わせた新商品の開発と商品バリエーションの打ち出し、また、株式会社 L a b o による建替え需要の掘り起こし等を行うことにより、顧客層の拡大を図ってまいります。

さらに、新築戸建てだけでなく、デザインを基軸とする提案力を活かしたリフォーム事業の強化や、中大規模木造建築にも注力してまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループの事業においては、専門的な知識や高いコミュニケーション能力が求められており、さらに、今後は事業規模の拡大に伴い、企画提案力や革新的なサービスを創出できる構想力を持つ人材確保の必要性が高まっていくと考えております。

以上のような人材ニーズに対応するため、個人の能力を最大限に活かすための適材適所の人員配置と、社内外の研修を通じた人材育成により、人材の確保と育成を推進してまいります。

⑥ コンプライアンス体制の強化・徹底

当社グループは、建設業法、建築士法及び宅地建物取引業法等の多くの法令の規制を受けており、これら法令等を遵守するためのコンプライアンス体制の強化を図ることは重要であると認識しております。このため、グループ各社にコンプライアンス担当責任者を置くとともに、リスク案件の報告及び対応を検討する場としてコンプライアンス・リスク管理委員会を定期的で開催しております。今後も当該体制を継続していくとともに、引き続き、コンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

⑦ コーポレート・ガバナンスの充実

当社グループの継続的な発展と信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると認識しております。このため、当社グループは経営監督機能の強化に努め、強固な内部管理体制の構築を図り、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑧ S D G sの達成に向けた取り組み

当社グループは、「住生活産業として生み出した新たな価値により、地域や顧客に喜びや豊かさを提供する」という経営理念のもと、地域密着企業として地域社会の発展に貢献し、事業活動を通じて国連が提唱するS D G s（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを推進し、地域社会とともに持続的に成長していくことを目指してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

住宅請負、土地の販売、建売住宅の販売及び建築物の設計・施工管理

## (6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

## ① 当社

本	社	兵庫県明石市
---	---	--------

## ② 子会社

株式会社勝美住宅	本社・西明石店（兵庫県明石市）、加古川店（兵庫県加古川市）、垂水店（神戸市垂水区）、姫路店（兵庫県姫路市）、大津出張所（兵庫県姫路市）
住宅の横綱大和建設株式会社	本社（兵庫県明石市）
株式会社明石住建	本社（兵庫県明石市）
パル建設株式会社	本社・明石店（兵庫県明石市）、加古川店（兵庫県加古川市）
株式会社L a b o	本社・本部事務所（兵庫県明石市）、加古川事務所（兵庫県加古川市）、西宮事務所（兵庫県西宮市）、茨木出張所（大阪府茨木市）

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
132名	2名減

(注) 使用人数は使用人兼務取締役を含む就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は使用人の100分の10未満であるため、記載していません。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	－	43.0歳	9.7年

(注) 使用人数は使用人兼務取締役を含む就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は使用人の100分の10未満であるため、記載していません。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	2,013,790千円
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,183,103千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	805,600千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,820,000株
- ② 発行済株式の総数 3,965,350株
- ③ 株主数 3,382名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 J A G	2,142,550株	54.09%
吉田 知広	99,600株	2.51%
K H C従業員持株会	72,300株	1.83%
渡辺 喜夫	39,400株	0.99%
桐山 正勝	31,800株	0.80%
酒巻 英雄	30,300株	0.76%
青山 泰長	26,500株	0.67%
楠木 久一	26,100株	0.66%
高橋 安彦	25,300株	0.64%
株式会社 S B I 証券	25,007株	0.63%

(注) 持株比率は自己株式 (4,027株) を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	19,700株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告16頁に記載しております。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

2021年7月21日に譲渡制限付株式報酬としての新株式発行を行ったことにより、発行済株式の総数は19,700株増加しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	清見 義明	－
代表取締役社長	渡辺 喜夫	－
取締役	青木 渉	経営企画部長
取締役	山崎 剛史	経理部長兼財務部長
取締役	中川 行康	－
取締役	松田 佳紀	株式会社NYMK 代表取締役 株式会社エーアイテイー 社外取締役 株式会社ワコーパレット 常務取締役 ファイブホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	黒田 靖文	－
監査役	白戸 健	山田コンサルティンググループ株式会社 シニアアドバイザー
監査役	畠山 和夫	坂・畠山法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役中川行康氏及び松田佳紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
2. 監査役黒田靖文氏、白戸健氏及び畠山和夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 社外監査役白戸健氏は、金融機関系のシンクタンク出身で、監査法人の顧問経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役中川行康氏及び松田佳紀氏、社外監査役白戸健氏及び畠山和夫氏との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役であり、全ての被保険者について、その保険料の全額を当社及び当社の子会社が負担しております。
6. 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	日付	地位・担当及び重要な兼職の状況
松田佳紀	2021年6月25日	ファイズホールディングス株式会社 社外取締役 就任

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度における業績指標の目標達成状況に応じた額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として毎年、一定の時期に支給する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度とし、同制度の具体的な条件は取締役会において決定するものとする。

二. 取締役の個人別の報酬等の額（基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等の額、非金銭報酬等の額）及び取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬額及び報酬割合については、報酬委員会において当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準の検討を行い、取締役会決議に基づき具体的内容について委任を受けた代表取締役社長が最終的に、報酬委員会の答申内容を尊重し、毎年、業績等を勘案しながら適宜決定するものとする。



## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）及び対象員数（名）					
		基本報酬		業績連動報酬等		非金銭報酬等	
取締役 (うち 社外取締役)	73,165 (8,400)	49,302 (8,400)	6 (2)	13,500 (-)	4 (-)	10,363 (-)	4 (-)
監査役 (うち 社外監査役)	15,600 (15,600)	15,600 (15,600)	3 (3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合 計 (うち 社外役員)	88,765 (24,000)	64,902 (24,000)	9 (5)	13,500 (-)	4 (-)	10,363 (-)	4 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は562百万円であります。当該指標を選定した理由は、当該指標を当社連結業績の目標指標としているためであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2018年10月30日開催の臨時株主総会において上限年額150百万円（うち社外取締役20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役1名）であります。
- また、2021年6月23日開催の第40回定時株主総会において、取締役（社外取締役除く。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬又は金額が将来の株価に連動する金銭報酬を、取締役の報酬限度額の内枠にて上限年額39百万円、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数を年20,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名であります。
5. 監査役の報酬限度額は、1999年11月30日開催の第18回定時株主総会において上限年額20百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長渡辺喜夫氏に対し業務執行取締役の種類別の報酬額及び報酬割合について決定を委任しております。委任した理由は、業務執行取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
7. 上記の「業績連動報酬等」の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役松田佳紀氏は、株式会社NYMKの代表取締役、株式会社エーアイテイーの社外取締役、株式会社ワコーパレットの常務取締役及びファイズホールディングス株式会社の社外取締役であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役白戸健氏は、山田コンサルティンググループ株式会社のシニアアドバイザーであります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
  - ・監査役畠山和太氏は、坂・畠山法律事務所の弁護士であります。兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 中 川 行 康	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、経験豊富な経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っており、特に建築技術や不動産の専門的な立場から、当社の事業運営への適切な監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役 松 田 佳 紀	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、経験豊富な経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っており、特に当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
社外監査役 黒 田 靖 文	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会18回の全てに出席し、金融機関出身者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 白 戸 健	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会18回の全てに出席し、金融機関系のシンクタンク出身者としての専門知識及び経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 畠 山 和 太	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会18回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人より提示を受けた監査に要する業務時間及びその人員等を総合的に勘案して、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,649,376</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,142,828</b>
現金及び預金	3,904,735	工事未払金	807,913
完成工事未収金	1,368,299	1年内返済予定の長期借入金	3,858,930
未成工事支出金	13,374	未払法人税等	136,818
販売用不動産	5,289,969	未成工事受入金	73,793
仕掛販売用不動産	1,683,043	賞与引当金	54,184
原材料及び貯蔵品	10,306	役員賞与引当金	16,000
その他	381,248	完成工事補償引当金	12,692
貸倒引当金	△1,600	その他	182,495
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,249,065</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,835,025</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,911,928</b>	長期借入金	3,630,161
建物及び構築物	914,342	退職給付に係る負債	204,864
土地	980,174	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,977,853</b>
その他	17,411	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>52,906</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,920,435</b>
ソフトウェア	52,679	資本金	471,604
その他	226	資本剰余金	961,161
<b>投資その他の資産</b>	<b>284,230</b>	利益剰余金	4,487,688
投資有価証券	1,741	自己株式	△18
繰延税金資産	142,462	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>152</b>
その他	174,186	その他有価証券評価差額金	152
貸倒引当金	△34,159	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,920,588</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>14,898,441</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>14,898,441</b>

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		11,888,106
売上原価		9,774,665
売上総利益		2,113,440
販売費及び一般管理費		1,550,796
営業利益		562,644
営業外収益		
受取利息	216	
受取配当金	70	
貸倒引当金戻入額	5,348	
受取手数料	5,729	
その他	5,063	16,428
営業外費用		
支払利息	54,851	
社債利息	58	
その他	2,622	57,532
経常利益		521,539
特別利益		
固定資産売却益	27	27
特別損失		
固定資産除却損	344	344
税金等調整前当期純利益		521,222
法人税、住民税及び事業税	188,391	
法人税等調整額	△7,819	180,572
当期純利益		340,650
親会社株主に帰属する当期純利益		340,650

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>392,931</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>761,613</b>
現金及び預金	354,285	1年内返済予定の長期借入金	702,684
前払費用	20,873	未払金	16,876
その他	17,772	未払費用	4,082
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,534,368</b>	未払法人税等	12,942
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,540,978</b>	預り金	2,466
建物	778,382	賞与引当金	9,061
構築物	6,460	役員賞与引当金	13,500
機械装置	634	<b>固 定 負 債</b>	<b>682,894</b>
工具器具備品	2,701	長期借入金	658,185
土地	752,798	退職給付引当金	24,709
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>24,289</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,444,507</b>
ソフトウェア	24,063	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
その他	226	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,482,734</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,969,100</b>	資本金	471,604
投資有価証券	580	資本剰余金	961,161
関係会社株式	2,948,530	資本準備金	961,161
出資金	100	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,049,987</b>
繰延税金資産	18,700	利益準備金	4,753
その他	1,188	その他利益剰余金	2,045,233
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,927,299</b>	繰越利益剰余金	2,045,233
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△18</b>
		評価・換算差額等	57
		その他有価証券評価差額金	57
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,482,792</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>4,927,299</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	601,320
売上原価	35,846
売上総利益	565,473
販売費及び一般管理費	330,913
営業利益	234,559
営業外収益	
受取利息	2,219
受取配当金	21
受取保険料	471
受取手数料	269
保険解約返戻金	749
その他	6
営業外費用	
支払利息	15,589
経常利益	222,709
特別損失	
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	222,709
法人税、住民税及び事業税	29,157
法人税等調整額	△4,995
当期純利益	198,546

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社KHC  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 梅 原 隆  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 千 足 幸 男

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社KHCの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KHC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

**利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社KHC  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 千 足 幸 男  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社KHCの2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 K H C 監査役会

常勤監査役 黒田靖文 ㊞  
(社外監査役)

監査役 白戸健 ㊞  
(社外監査役)

監査役 畠山和大 ㊞  
(社外監査役)

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第41期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。（2021年12月10日に中間配当金として1株につき15円を支払済でありますため、当期の配当金は1株につき33円となります。）

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は71,303,814円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月23日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社グループにおける今後の事業展開及び事業の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～6. (条文省略) (新 設)  7.～9. (条文省略) (新 設)	(目 的) 第2条 (現行どおり) 1.～6. (現行どおり) <u>7.建築材料および住宅機器、家具・雑貨、内装材等建築関連資材の生産、加工ならびに売買</u> 8.～10. (現行どおり) <u>11.ソフトウェアの開発・販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>10.~11. (条文省略)</p>	<p>12.スポーツ、宿泊および医療・介護の各施設、遊技場、飲食店ならびに物品販売・サービス業を営む店舗の経営</p> <p>13.~14. (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	わた なべ よし お 渡 辺 喜 夫 (1970年10月13日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2002年 1 月 当社入社 2007年 3 月 株式会社 L a b o 代表取締役社長（現任） 2008年 6 月 株式会社勝美住宅 取締役 2009年 6 月 当社 専務取締役 住宅の横綱大和建設株式会社 取締役 株式会社明石住建 取締役 パル建設株式会社 取締役 2011年 6 月 当社 代表取締役社長（現任） 株式会社勝美住宅 代表取締役社長（現任） 住宅の横綱大和建設株式会社 代表取締役社長（現任） 株式会社明石住建 代表取締役社長（現任） パル建設株式会社 代表取締役社長（現任）	39,400株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>グループの技術部門を統括してきた経験を有しており、2009年の取締役就任以降は、事業会社ごとにコンセプトに沿った商品を展開するマルチブランド戦略を主導。グループ全体の競争力強化に努めてまいりました。2011年の代表取締役社長就任後は、強いリーダーシップを発揮し、企業風土改革に取り組むとともに、当社グループの経営戦略・マーケティング戦略の策定・実行に尽力しております。</p> <p>当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	あおきわたる 青木 渉 (1974年1月17日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1999年4月 当社入社 2006年4月 株式会社L a b oへ転籍 2009年12月 当社へ転籍 経営企画部 2017年7月 当社 経営企画部長 2020年6月 当社 取締役経営企画部長 (現任) 株式会社勝美住宅 取締役 (現任) 2021年6月 住宅の横綱大和建設株式会社 取締役 (現任) 株式会社明石住建 取締役 (現任) パル建設株式会社 取締役 (現任) 株式会社L a b o 取締役 (現任)	6,800株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            当社グループにおいて、経営計画を策定し、情報システムを統括する経営企画部門に長年在籍しており、現在は、取締役経営企画部長として、DXの推進等に尽力しております。            当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
3	やまざきたけし 山 崎 剛 史 (1967年4月15日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2016年11月 当社入社 2017年2月 当社 経理財務部経理課長 2017年7月 当社 経理部長 2020年6月 当社 取締役経理部長兼財務部長 (現任) 株式会社勝美住宅 取締役 (現任) 住宅の横綱大和建設株式会社 取締役 (現任) 株式会社明石住建 取締役 (現任) パル建設株式会社 取締役 (現任) 株式会社L a b o 取締役 (現任)	6,900株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            長年にわたる経理財務部門での経験から、財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。現在は、取締役経理部長兼財務部長として、M&amp;Aを含む財務戦略の策定に尽力しております。            当社グループの持続的成長と企業価値向上を図るため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	わた なべ かず のぶ 渡 邊 和 伸 (1966年10月4日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1991年4月 株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社あおぞら銀行） 入行 2007年1月 国際航業株式会社 入社 事業推進本部事業企画担当部長 2008年6月 国際航業ホールディングス株式会社 経営本部企画部長 国際航業株式会社 取締役 2009年6月 国際航業ホールディングス株式会社 取締役企画本部長 2012年2月 日本アジアグループ株式会社 取締役 2016年10月 国際航業株式会社 専務取締役 2018年4月 株式会社ザクティ 取締役 2019年5月 同社 代表取締役社長 2020年4月 株式会社ザクティホールディングス 代表取締役 2022年1月 株式会社JAGCFO（現任） JAGフォレスト株式会社 取締役（現任） 2022年2月 株式会社坂詰製材所 取締役（現任） 株式会社木村産業 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社JAGCFO JAGフォレスト株式会社 取締役 株式会社坂詰製材所 取締役 株式会社木村産業 取締役	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>上場会社の取締役として、経営企画、広報、財務部門を管掌し、財務・資本政策における取組みを推進するなど、多くの経験を有しております。</p> <p>会社経営で培われた豊富な知見を、当社グループの持続的成長と企業価値向上に活かしていただけるものと判断し、取締役候補者としたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	いし かわ しん や 石 川 慎 哉 (1969年2月10日生) 新任	1991年4月 株式会社十六銀行 入行 1997年4月 セイコー電子株式会社（現 セイコーインスツル株式会社）入社 2009年7月 国際航業ホールディングス株式会社 入社 管理本部財務担当部長 2010年4月 同社 管理本部財務部長 2013年4月 日本アジアグループ株式会社 財務部長 2013年6月 当社 取締役 2016年9月 JAGグリーン投資株式会社（現 JAGフォレスト株式会社） 監査役 2017年11月 株式会社坂詰製材所 監査役 2018年4月 株式会社ザクティ 取締役 2018年7月 PRIMUSTECH PTE. LTD. Director 2019年2月 JAGシーベル株式会社 監査役 2019年4月 株式会社ザクティホールディングス 代表取締役 2020年3月 JAGシーベル株式会社 取締役 2021年11月 同社 代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) JAGシーベル株式会社 代表取締役	一株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>上場会社の管理部門の要職を歴任し、財務、会計、マネジメントに関する豊富な知識・経験を有しております。当社取締役として在任の7年間は、主に財務の強化に尽力してまいりました。</p> <p>これらの経験を、当社グループの持続的成長と企業価値向上に活かしていただけるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	まつ だ よし のり 松 田 佳 紀 (1960年11月9日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1979年 3 月 上新電機株式会社 入社 2006年 4 月 株式会社マツヤデンキ 取締役COO 2006年 9 月 株式会社ぶれっそホールディングス 専 務取締役兼COO 2007年 6 月 同社 代表取締役社長兼COO 株式会社マツヤデンキ 代表取締役社長 株式会社星電社 代表取締役 サトームセン株式会社 代表取締役 2012年 4 月 株式会社ヤマダ電機 執行役員副社長 2012年 6 月 同社 取締役副社長 2013年 3 月 エス・バイ・エル株式会社 (現 株式会 社ヤマダホームズ) 代表執行役員社長 代行 2013年 5 月 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム (現 株式会社ヤマダホームズ) 代表取 締役社長 2015年 6 月 株式会社NYMK 設立 代表取締役 (現 任) 2016年 5 月 株式会社エーアイテイ 社外取締役 2017年 5 月 株式会社ビジョンメガネ 代表取締役会 長 2018年10月 株式会社ワコーパレット 常務取締役 (現任) 2019年 6 月 当社 社外取締役 (現任) 2021年 6 月 ファイズホールディングス株式会社 社 外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社NYMK 代表取締役 株式会社ワコーパレット 常務取締役 ファイズホールディングス株式会社 社外取締役	一 株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>小売業及び建設業の経営者を務めた経験等から、企業経営に関する豊富な経験と知見を有し、専門的な視点から、これまで取締役会において、建設的な意見等をいただいております。</p> <p>当社グループの持続的成長と企業価値向上、また、店舗展開やM&amp;A等の経営判断を要する場面における適切な監督・助言等を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、選任された場合は、報酬委員として役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	よしもと きよし 吉 本 清 志 (1960年11月11日生) 新任 社外 独立	1983年4月 共同石油株式会社(現 ENEOS株式会社) 入社 1989年4月 株式会社ampmジャパン 出向 2006年3月 同社 常務取締役 2010年2月 株式会社乃村工藝社 入社 2011年5月 同社 取締役経営企画本部長 2015年5月 同社 常務取締役コーポレート本部長 2017年3月 同社 常務取締役第一事業本部長 2018年12月 株式会社ボヌールマネジメントコンサル ティング 代表取締役 (現任) 2020年6月 日本アジアグループ株式会社 社外監査 役 2020年10月 社会福祉法人つばみ会 理事 (現任) 2021年10月 一般社団法人ビジネスマネジメント改 革協会 代表理事 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ボヌールマネジメントコンサルティング 代表 取締役 一般社団法人ビジネスマネジメント改革協会 代表理事	一株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>事業会社での幅広い知識と建設業における会社経営の専門的な見識を有しております。</p> <p>当社グループの持続的成長と企業価値向上、また、当該知見を活かした経営や職務執行に対する客観的な助言等を期待し、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、選任された場合は、報酬委員として役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄には、当社の親会社である株式会社JAG及びその子会社における、現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
3. 松田佳紀氏及び吉本清志氏は、社外取締役候補者であります。
4. 松田佳紀氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって、3年であります。
5. 当社は、松田佳紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、渡邊和伸氏及び吉本清志氏の選任が承認された場合には、両氏の間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告15頁に記載のとおりであります。各候補者が当社取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、松田佳紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、吉本清志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。



#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	くろ だ やす ふみ 黒 田 靖 文 (1955年7月29日生) 再任 社外 独立	1979年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行 1997年7月 同行 やまと郡山支店長 2004年10月 同行 箕面駅前支店長 2006年10月 株式会社遠藤照明 出向 2007年4月 同社 入社 執行役員 2009年11月 ジェイアンドエス保険サービス株式会社 入社 2014年4月 同社 執行役員 2015年7月 当社 常勤社外監査役（現任） 株式会社勝美住宅 監査役（現任） 住宅の横綱大和建设株式会社 監査役（現任） 株式会社明石住建 監査役（現任） パル建設株式会社 監査役（現任） 株式会社L a b o 監査役（現任）	2,500株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>監査役会議長として、監査役会を適切に運営するとともに、監査の実効性を高めるための体制整備等、会計監査人、内部監査部門等と協議を重ね、当社グループのガバナンス向上に貢献してきました。</p> <p>引き続き、これらの役割を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	し ら と けん 白 戸 健 (1953年2月16日生) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1975年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 1999年1月 同行 成田支店長 2003年12月 りそな総合研究所株式会社 入社 大阪営業部 部長 2006年6月 同社 執行役員 大阪コンサルティング部長兼大阪営業部長 2009年6月 同社 常務執行役員 2013年7月 優成監査法人（現 太陽有限責任監査法人）顧問 2017年6月 当社 社外監査役（現任） 2019年1月 山田コンサルティンググループ株式会社 シニアアドバイザー（現任） (重要な兼職の状況) 山田コンサルティンググループ株式会社 シニアアドバイザー	500株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>金融機関系のシンクタンク出身で、監査法人の顧問経験もあり、財務・会計に関する豊富な知識を有しております。これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査体制に活かしていただき、引き続き、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	はたけ やま かず ひろ 畠山和夫 (1980年3月7日生) 再任 社外 独立	2006年10月 大阪弁護士会 弁護士登録 牛田法律事務所 入所 2010年1月 坂・畠山法律事務所 弁護士(現任) 2010年4月 近畿税理士会 税理士登録 2012年10月 大阪地方裁判所 民事調停官 2018年6月 当社 社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 坂・畠山法律事務所 弁護士	500株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>弁護士として企業法務及びコンプライアンス問題に関する専門的な知識・経験を有しており、当社社外監査役就任以来、取締役会及び監査役会において、その専門的見地から有用な意見をいただいております。</p> <p>なお同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 黒田靖文氏、白戸健氏及び畠山和夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 黒田靖文氏、白戸健氏及び畠山和夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって、黒田靖文氏が7年、白戸健氏が5年、畠山和夫氏が4年であります。
4. 当社は、白戸健氏及び畠山和夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告15頁に記載のとおりであります。各候補者が当社監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、黒田靖文氏、白戸健氏及び畠山和夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合には、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
は ら ぐ ち ま さ る 原 口 勝 (1954年12月13日生)	2006年12月 当社入社 経理財務部経理課長 2007年 4 月 当社 経理財務部長 2011年 6 月 株式会社勝美住宅 取締役 住宅の横綱大和建設株式会社 取締役 株式会社明石住建 取締役 パル建設株式会社 取締役 株式会社L a b o 取締役 2017年 6 月 当社 取締役経理財務部長 2017年 7 月 当社 取締役財務部長	6,500株
<p><b>【補欠の監査役候補者とした理由】</b>            長年にわたる経理財務部門での経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社の取締役在任中は、管理体制の整備やコンプライアンスの強化に尽力してまいりました。            これらの経験から、実効性の高い監査ができると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。</p>		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者の上記「略歴（重要な兼職の状況）」欄には、当社の親会社である株式会社JAGの子会社における、現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。

3. 原口勝氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告15頁に記載のとおりであります。原口勝氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

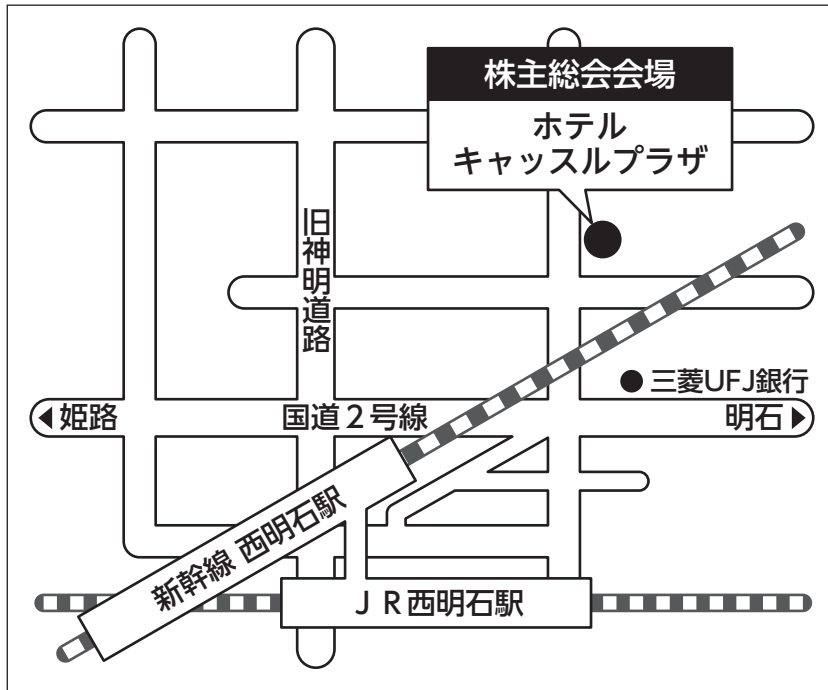






# 株主総会会場ご案内図

会場 ホテルキャッスルプラザ 3階 寿の間  
兵庫県明石市松の内2丁目2番地 TEL (078) 927-1111



- 交通のご案内  
新幹線、在来線「西明石駅」より徒歩約3分  
(在来線でお越しの方は東口よりお越しく下さい。)
- 駐車場について  
駐車場は限りがございますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止について  
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご出席はお控えいただき、書面（郵送）又はインターネットにより事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

